

令和7年度 第1回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

1 集団指導講習会の概要



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

介護保険制度における指導について

介護保険施設等の責務: 利用者の尊厳を守り、質の高い介護サービスを提供するために、適正な業務管理体制を構築し、自ら法令等を遵守して運営を行うこと

国・地方自治体の責務: 施設等に対して、運営や介護報酬の基準等の周知徹底を図り、サービスの質の確保や保険給付の適正化が果たされるよう努めること

適正な運営の支援を目的として、指導を実施

指導の方法について

集団指導: 運営基準違反・介護報酬の不正請求・介護事故等の未然防止を目的として、主に施設の管理者を対象に、サービスを適正に行うために必要な情報を、一斉に発信・伝達する。

運営指導: 介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等を確認するため、計画的に、実地で実施する。

集団指導で必要な情報をインプット ⇒ 運営に活用

今回の集団指導講習会の内容について

- ① 集団指導講習会の概要について
- ② 事故防止と事故発生時の対応について
- ③ 身体拘束の適正化について
- ④ 高齢者虐待の防止について
- ⑤ 管理者の責務について
- ⑥ 運営・給付等における質問について
- ※ その他、施設運営にあたっての参考資料等を掲載します。

適正な運営のために必要な情報について

法令: 介護保険法、同法施行令(政令)、同法施行規則(省令)など

運営基準: ○○の人員、設備及び運営に関する基準

解釈通知: ○○の人員、設備及び運営に関する基準について

厚生労働省 介護保険最新情報掲載ページ:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

川崎市 条例・規則・要綱掲載ページ:

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000064053.html>

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。